

立会上及び参観上の注意事項

- 1 所定の場所で立会すること。
- 2 携帯電話はマナーモードに設定し、使用しないこと。
- 3 撮影・録音は行わないこと（携帯電話によるものを含む）。
- 4 投票用紙及び関係書類には手を触れてはならないこと。
- 5 点検作業中の職員の支障となる行為は行わないこと。
- 6 委員及び職員に対して質疑は行わないこと。

また、個々の投票について、有効、無効等の論議を委員又は職員に対し、あるいは立会人同士で行わないこと（票の効力については、後日、当委員会において判断する）。

- 7 会場内では私語を慎み、静粛を保つこと。
- 8 立会人については、点検作業中に会場から退出する場合は、必ずその旨を告げること。
- 9 その他委員会の指示に従うこと。
- 10 会場内において、けん騒にわたり又は当委員会の指示に従わない場合は、退出を命じることがあること。